○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　圏央道幸手地区高架橋上部その６工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　埼玉県幸手市木立地先

⑷　工事内容　新切戸西地区第一高架橋（上下線）橋種　鋼４径間連続鋼少主鈑桁　橋長　Ｌ＝155m　支間長　Ｌ＝37.8m＋39.0m＊２＋37.8m　幅員　20.76m　新切戸西地区第二高架橋（上下線）橋種　鋼５径間連続鋼少主鈑桁　橋長　Ｌ＝195ｍ　支間長　Ｌ＝38.3m＋39.0m＊３＋38.3m　幅員　20.76～22.38m　工場製作工　約1,380ｔ　工場塗装工　約16,900㎡　工場製品輸送工　１式　架設工（クレーンベント工法）１式　現場塗装工　約1,100㎡　支承工　１式　合成床版工　約7,800㎡　橋梁付属物工　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成26年６月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約1,380ｔ

⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「鋼・コンクリート合成床版の品質確保に係わる具体的な配慮事項」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻～⑾、⒀～⒆　第１号１⑻～⑾、⒀～⒆に同じ。

⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５⑻で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

２　競争参加資格

⑴、⑵、⑺、⑻、⑽　第１号２⑴①、②、⑥～⑧に同じ。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が下記を除く鋼橋であること。

ア）３径間以下の鈑桁橋

イ）３径間以下の箱桁橋

ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋並びに連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が30m以上であること。

㋓　床版支間4.5m以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。

ただし、上記㋐～㋒は同一工事とし、㋓は別工事でもよい。なお、㋓を別工事とする場合は㋐を満たすこと。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐、㋑の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　当該工事の現地での設置期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現地での架設期間は平成25年４月から平成26年６月を予定する。

①、③　第１号２⑵①、③に同じ。

②　１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の架設現場に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、上記㋐～㋒は同一工事とし、㋓は別工事でもよい。なお、㋓を別工事とする場合は㋐を満たすこと。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任（監理）技術者が上記の施工経験を有していればよい。

異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

⑼　第１号２⑶に同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」、「技術提案」、「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐、㋑　第１号３⑴①㋐、㋑に同じ。

②　第１号３⑴②に同じ。

⑵　総合評価の方法

①、③　第１号３⑵①、③に同じ。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案の項目として「鋼・コンクリート合成床版の品質確保に係わる具体的な配慮事項」

㋑　工事全般の施工計画

㋒　施工体制（施工体制評価点）

④　②㋐、㋑、㋒の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐の技術提案及び②㋑の施工計画並びに②㋒の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②㋐の技術提案を行わない者は、②㋑㋒の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　②㋐の「鋼・コンクリート合成床版の品質確保に係わる具体的な配慮事項」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　⑵②㋐、㋑の評価基準の詳細は入札説明書による。

⑷　⑵②㋐「鋼・コンクリート合成床版の品質確保に係わる具体的な配慮事項」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

⑸　⑵②㋑で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。

４　入札手続等

⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。